

26環共第4179号
平成27年3月12日

経済産業大臣 様

福島県知事

福島復興大型石炭ガス化複合発電設備実証計画(勿来)
環境影響評価方法書について(通知)

このことについて、電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を提出しますので、同法第46条の8第1項に基づき勧告されるようお願いいたします。

記

1 総括的事項について

(1) 既存発電設備から発生するばい煙、粉じん、騒音・振動、排水、温排水、温室効果ガス等による環境負荷について定量的に取りまとめ、当該環境負荷による環境影響を踏まえた本計画の調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 工事中の建設機械・運搬車両の数量、稼働場所(ルート)等を詳細に示すとともに、当該施設からの窒素酸化物、粉じん、騒音・振動等による環境負荷の低減化を図ること。また、当該環境負荷による環境影響については定量的に調査、予測及び評価を行うこと。

(3) 工事期間、実証期間、供用期間に分けられた環境影響評価手続きの対象期間において、予測し得る環境負荷の最大発生時における環境影響を定量的かつ最新の知見及び評価手法により調査、予測及び評価を行うこと。

同様に、事後調査についても工事期間、実証期間、供用期間に分けて実施するとともに、各調査期間における環境負荷の各々最大発生時を含めて実施すること。

2 現地調査について

本計画の環境影響調査を行う際の現地調査において、既存発電設備を選定することとし、当該設備から発生するばい煙、排水、騒音・振動、温排水、温室効果ガス等による環境負荷について、各環境要素に係る調査期間に合わせて定量的に把握するとともに、各環境要素に与える寄与度を評価することで、当該環境負荷による環境影響を踏まえた本計画の調査、予測及び評価を行うこと。

3 大気について

今回の石炭ガス化複合発電（以下「IGCC」という。）設備の煙突高80mにおけるばい煙の拡散状況等について取りまとめるに当たっては、既存発電設備によるばい煙の影響も含めて取りまとめるものとし、有効煙突高、その算出式及び拡散図等を明示するとともに、十分かつ適切に調査、予測及び評価を行うこと。

4 廃棄物等について

廃棄物、建設廃材、建設残土等の発生量の低減、再使用、再生利用に係る取組を積極的に推進した計画を立案するとともに、その概要を具体的に取りまとめること。

5 温室効果ガスについて

IGCC設備は、事業者が利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Technology）に位置付けられた高効率の発電設備とされているが、従来の天然ガス発電と比べても発電量当たりの二酸化炭素排出量が多いことや、本事業が石炭を使用する新たな発電設備の増設であり、二酸化炭素排出の絶対量が増加すること等を踏まえ、二酸化炭素回収・貯留（CCS：Carbon Dioxide Capture and Storage）のほか、採用可能な二酸化炭素削減等に関するあらゆる取組を将来にわたり積極的に進めていくこと。

さらに、本計画に基づく発電所はもとより事業者が所有等している火力発電所全体において、二酸化炭素排出量を削減する観点に立った運用を行うよう配慮すること。